総合計画について

資料1

１．総合計画とは

総合計画は、長期的なまちづくりの指針を示す根幹となる計画です。

市町村は、その事務を処理するに当っては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行政運営を進めています。

この“**総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想**”がいわゆる「総合計画」の基本構想と呼ばれているもので、まちづくりの根幹となるものです。行政運営のための計画であると同時に、住民や民間の取り組みや行政との連携、国・県などへの要請も加えた、まちづくりのための総合的な計画です。

「総合計画」は、市政のめざす方向を明らかにし、そのために必要な施策を体系的に示すもので、まちづくりの最も基本的な指針となります。市町村は、それぞれが定める「総合計画」に基づいてまちづくりを推進しています。

２．総合計画の活用

総合計画は、行政運営だけでなく大月市のまちづくり全般にかかわる指針となります。

１）行政にとっては・・・

めざす将来像を実現するために、行政分野ごとの施策を総合的、計画的に進めるための「まちづくりの指針」の役割を果たします。なお、それぞれの担当部署が策定する個別計画（福祉計画や産業振興計画など）は、総合計画の下位に位置づけられます。

２）住民や民間にとっては・・・

まちづくりを進める上では、住民や民間の方々の参加と協力が不可欠です。「総合計画」は、まちづくりの考え方や進め方を示すことによって、本市のまちづくりの基本目標や施策の進め方の理解を促す「まちづくりの手引き書」となるものです。

３）国や県などにとっては・・・

事業を具体的に進める上では、国や県、関係市町村との関わりが重要となります。

「総合計画」は、まちづくりの基本目標及び国・県などへの要請や相互連携の考えを示すなど、大月市の「まちづくりの意思表示」の役割を果たします。

３．総合計画の内容（構成）

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」、「実施計画」から構成されます。

総合計画は、主に「基本構想」と「基本計画」から構成されます。また、計画をより具体化するために、毎年度「実施計画」を策定（見直し）しています。

これを木に例えると、次のように位置づけられます。

- 「基本構想」は、まちづくりの理念やめざすべき将来像（基本目標）などが明記されており、木の根にあたる部分です。
- 「基本計画」は、将来像（基本目標）を実現するために必要な施策を、分野ごとに体系的に示したもので、木の幹にあたる部分です。
- 「実施計画」は、「基本計画」の内容（施策）をより具体化するため、年度ごとに実施する具体的な事業を示すもので、木の枝葉にあたる部分です。

【「大月市第６次総合計画」の構成】

■「基本構想」（平成 19～28 年度）
　基本理念：「信頼と協働のまちづくり」
　基本目標：「郷土に愛着と誇りを持ち、豊かな自然の恵みを生かし、一人ひとりにやさしく、安全で安心して、健康で住み続けることのできる活力のあるまち」

■「基本目標」（平成 24～28 年度）
　次の８つの目標に沿って、施策を分類・整理しています。
- 「信頼と協働でささえあうまち」（広報・広聴、コミュニティ運営）
- 「大月市の良さを生かすまち」（土地利用、環境衛生、観光、文化）
- 「豊かさを実感できるまち」（教育、スポーツ、産業振興）
- 「安心・安全を実感できるまち」（保健・医療、福祉、防犯・防災）
- 「住みやすく人が住み着くまち」（土地利用、道路・交通、生活基盤）
- 「信頼される行政運営を行う」（行財政運営）
- 「堅実な行政経営を行う」（行財政運営）
- 「無駄のない行政経営を行う」（行財政運営）

■「実施計画」（３か年、ただし毎年度のローリング）
　※ 毎年度策定（見直し）されるもので、「総合計画」の冊子には掲載されません。